

公益社団法人愛媛県作業療法士会

研修助成事業の実施規程

(事業目的)

第1条 定款第4条の(1)の目的を達成するため、公益社団法人愛媛県作業療法士会(以下、本会という)会員の研修参加を助成するものである。

(助成対象)

第2条 本会の会員で、実務経験3年以上の者で、本会が推薦する者または、助成申請し、審査で認められた者。

(実施内容)

第3条 研修助成は、予算の範囲内において、本会が推薦する者、または、助成申請をし、研修助成事業審査委員会での審査結果が理事会で承認された者に対し、交付を行うものとする。

2) 選考及び、助成決定の発表は総会終了後から随時行うものとする。

3) 助成金は、1件につき(交通費・宿泊費・研修会費を含めて)5万円を上限とする。

(助成の適用)

第4条 助成を希望する者は、希望する本人が研修助成申込書(別紙1)に研修会への志望動機・理由等を明記し、研修の概要がわかる資料を添えて事務局へ提出する。

2) 理事会において派遣が必要と認められた研修会においては、派遣者を公募もしくは本会が推薦した者を選定し、助成事業の適用とする。

3) 申請は一人の助成対象者に対し、事業年度毎に1件までとする。

(審査・審議の方法)

第5条 申請を受け、研修助成事業審査委員会は内容の審査を行い、その結果を理事会で報告し、審議する。その結果を申請者に通知する。承認しないと決定されたものには、その理由を添えて通知する。

(審査委員会の構成)

第6条 会長は助成申請、派遣者公募および本会推薦者選定に基づき、研修助成事業審査委員会を招集する。

2) 委員は会長、副会長、事務局長、事業部長のほか、会長が必要と認めた者で構成する。

(研修報告の義務)

第7条 助成を受け研修に参加した者は参加報告書を提出し、1年以内に本会の開催する研修会等にて、伝達講習を行う義務がある。

(変更)

第8条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。

附 則

1. この規程は、平成21年6月9日から施行する。
2. この規程は、平成21年9月8日から施行する。
3. この規程は、平成25年4月1日から施行する。
4. この規程は、平成29年10月1日から施行する。

研修助成申込み書

氏 名	所 属
印	
協会番号	臨床経験年数
研修会名：	
日 時：	
場 所：	
研修会費：	
志望動機・理由	
平成 年 月 日	
承認する	
承認しない	会長 印

申し込み日：平成 年 月 日